

岡山大学における学務事務の専決に関する規程

平成16年 4月 1日

岡大規程第71号

改正 平成17年3月24日規程第 2号

平成22年3月31日規程第53号

平成31年2月18日規程第 2号

(趣旨)

第1条 この規程は、岡山大学における学長の権限に属する学務事務の専決について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「学部等」とは、各学部、グローバル・ディスカバリー・プログラム、大学院各研究科及び各研究所をいう。

(専決事項)

第3条 次に掲げる事項については、学部等の長が専決するものとする。

- 一 聴講生（外国人留学生を除く。）の入学及び退学の許可に関する事。
- 二 科目等履修生（外国人留学生を除く。）の入学、退学及び在学期間の変更の許可に関する事。
- 三 特別聴講学生（外国人留学生を除く。）の受入れ及び在学期間の変更の許可に関する事。
- 四 特別研究学生（外国人留学生を除く。）の受入れ及び在学期間の変更の許可に関する事。
- 五 専攻生（外国人留学生を除く。）の入学、退学及び在学期間の変更の許可に関する事。
- 六 研究生（外国人留学生を除く。）の入学、退学及び在学期間の変更の許可に関する事。
- 七 委託生の入学、退学及び在学期間の変更の許可に関する事。

(雑則)

第4条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。